

岩倉市マンション管理適正化推進計画

令和5年4月1日策定

1 マンションの管理の適正化に関する目標

本市には令和3年度時点で、52棟計1,897戸の分譲マンション（以下「マンション」といいます。）が立地しており、一般的に高経年マンションと言われる築40年を経過するマンションはそのうちの1棟（約2%）ですが、築30年を超えるマンションは18棟（約35%）となっています。

今後、高経年のマンションが増加することが予想されることを踏まえ、組合管理による長期修繕計画に基づく修繕積立金の設定に重点を置いて、マンションの管理適正化を進めることとします。

2 マンションの管理の状況を把握するために講ずる措置に関する事項

本市におけるマンションの管理状況を把握するため、愛知県が令和3年度に管理組合へ実施したアンケート結果を踏まえ、おおむね5年ごとに実態調査の実施等、市が講ずる措置を検討します。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

「マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）」に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、必要に応じて、マンション管理適正化指針に即し、助言・指導等を行います。

なお、実態調査等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市のマンション管理適正化指針については、国のマンション管理適正化指針及び愛知県町村区域内マンション管理適正化指針と同様の内容とします。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

マンションが適正に管理されないことによる様々な課題や管理計画の認定制度等について、市窓口、市広報及び市ホームページ等を通じて、普及及び啓発を進めます。

6 計画期間

令和5年度から令和14年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

7 その他マンションの管理の適正化の推進に関し必要な事項

愛知県と連携し、マンション管理に関する必要な情報を入手するとともに県内市町村と意見交換を行うなどにより、マンション管理の適正化を推進していきます。